

(学報)

博士學位論文

論文内容の要旨

及び審査結果の要旨

第11号 (平成29年4月)

長崎純心大学

序

本号は学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第8条による公表を目的として、平成29年3月18日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位番号に付した甲は学位規則第4条第1項（いわゆる課程博士）によるものであり、乙は学位規則第4条第2項（いわゆる論文博士）によるものであることを示す。

氏名・(本籍)	菅 達也 (長崎県)
博士の専攻分野の名称	博士 (学術・福祉)
学位記番号	甲第33号
学位授与の期日	平成29年3月18日
学位授与の要件	学位規程第4条1項該当 (課程博士)
学位論文題名	明治・大正期における盲啞学校の支援組織に関する 歴史的研究
論文審査委員	主査 客員教授 津 曲 裕 次 副査 教授 山 田 幸 子 副査 教授 潮 谷 有 二

《論文内容の要旨》

1 研究の目的・課題

日本の盲啞学校は、京都盲啞院（1878年）と東京の楽善会訓盲院（1880年）が設立されたことによって始まる。京都盲啞院は京都の寺社仏閣・町衆によって支えられ、東京の訓盲院は楽善会という開明派士族と啓蒙思想家、慈善家で構成された慈善会組織によって運営された。以後、1923年公布の「盲学校及聾啞学校令」（以下、勅令と略す）により各県に盲啞学校が普及するまでの間は盲啞学校の空白期とされていた。しかし、1978年の特殊教育百年を契機に、各盲学校・聾学校で年史が編纂され、明治30年代以降に盲啞学校が急増し、明治末期には60校を超えたということが明らかになった。また、盲啞学校の半数以上に「慈善会」を代表する組織が存在した。従来定説では、普通教育である小学校の就学率が向上したため、その余波で盲啞学校も普及した。そして、楽善会のような「慈善会」が組織され、盲啞学校に資金援助を行ったと捉えられてきた。しかし、「慈善会」は、それ以上の役割を果たしたのではないかと思われる。そこで、本研究では、「慈善会」が盲啞学校の設立・経営に果たした役割を分析し、明治・大正期に成立した盲啞学校の「慈善会」について、新たな歴史的解釈を行うことを目的とする。

また、近代における学校成立期の特徴は、国家による上からの就学奨励によって、小学校の義務教育が進められたことである。これに対し、盲啞学校は小学校と違う形成過程をたどったのではないかということをも明らかにしたい。このことは、日本の近代学校成立期における「上（国家）からの学校成立史観」を見きわめるための検討課題でもある。

2 先行研究

盲啞学校の慈善会に関する研究は、唯一、佐々木順二（2003）の博士論文「聾啞学校の生活

困難問題への対処としての授産施設の設立とその性格の変容―大正期から昭和戦前期―」がある。聾啞卒業生の生活困難に対し、福岡県盲啞教育慈善会と和歌山盲啞学校後援会の保護事業を取り上げているが、明治・大正期の盲啞学校慈善会の財政をはじめとする諸特徴にはふれられていない。

研究方法の先行研究としては、津曲裕次（1981）の『精神薄弱者施設史論』がある。19世紀にアメリカ合衆国に成立した知能障害児学校が、19世紀後半には大規模な収容施設に転化する過程を解明している。津曲は、①実地調査、②共同討論、③研究発表という3つの手続きをとり、収集された文献、史料、証言等を、①思想、②対象、③方法、④従事者、⑤建築計画、⑥経営、⑦地域・社会、⑧日課の8視点のもとで、分析、考察するという「施設史研究法」を確立した。

明治期・大正期の盲啞学校に関しては、加藤康昭、中村満紀男らの論文がある。加藤（1994）は、明治中・後期に設立された盲啞学校について、盲人・聾啞者の生活と関連させて学校の実態・性格を把握しているが、慈善会組織については取り上げていない。中村ら（2011）は、勅令公布までに設立された盲啞学校を中心に、学校と教育の目的、対象者、教育内容、設立の支持基盤などの検討すべき課題を提示しているが、深くは言及していない。

3 研究方法

盲啞学校の慈善会関係資料を収集し、「施設史研究法」（時系列・数量的分析法）を用いて資料を分析し、考察を行う。

4 結 果

(1) 盲啞学校支援組織の形成期（1876年～1897年）

盲官廃止（1871年）で盲人の生活は一変した。大多数の下層盲人は鍼灸按摩で生計を立て、座は生活扶助組織でもあったことから、盲人の生活は一層困窮する。さらに医制（1874年）によって、西洋医学が日本の正統医学となり、鍼灸按摩の存続も危ぶまれた。このような背景のもと、盲人たちは、自らの生活と鍼灸按摩の技術伝承のために盲学校を設立する。それは座の延長線上にある組織であり、資金難によりほとんどが廃校となった。この時期の後半は、医師やプロテスタントの宣教師が盲学校を開校した。また、先駆校である京都盲啞院と東京盲啞学校は、西洋医学に基づいた新しい鍼灸按摩のカリキュラムを取り入れて、その営業免許取得に対応していった。そのため、地方の盲人の中には京都や東京で学ぶ者もいた。彼らは、次の成立期において日本各地で盲啞学校の設立に関わっていくことになる。

(2) 盲啞学校支援組織の成立期（1898年～1921年）

明治30年代以降に設立される盲啞学校の半数以上に慈善会組織が存在した。それは「慈善会先行型」と「経営支援後発型」に分けられる。前者は、まず学校を設立する前に慈善会を立ち上げ、地域に基盤をつくり、学校設立後も学校を維持した。後者は、盲人ら当事者によって設立された盲啞学校を維持する目的で、その後に組織され、地域に支持基盤を広げていった。

「慈善会先行型」に代表する長崎慈善会は、1893年に発足し、自然災害の被災者などに義捐金を贈る慈善活動を行っていた。長崎盲啞院設立（1898年）のために2年の準備期間を要した。京都盲啞院を卒業した野村宗四郎と長崎高等小学校長の北野孝治らが教育面の調査研究を行い、安中半三郎ら長崎の政財界関係者が経営面に携わった。このように長崎盲啞院は、障害当事者、教育界・政財界関係者を中心とする市民たちによって設立・維持されていった。そして、自治体からの補助金も獲得し、その割合もしだいに増加していった。

「経営支援後発型」に代表する柳河慈善団は、大淵清庵が創設した柳河訓盲院を維持するために、地域に支持基盤を作っていく。その手段として慈善演芸会を開催した。演芸会は訓盲院のある山門郡だけでなく、福岡県南部の広範囲で行われ、各地に支持者を得た。演芸会には訓盲院の生徒も出演し、日頃の学習成果を披露した。演芸会は訓盲院の資金源であったが、必ずしも収益が上がるとは限らなかった。つまり、慈善演芸会の大きな目的は、柳河訓盲院と訓盲院教育に対する啓蒙活動であった。

(3) 盲啞学校支援組織の変革・減少期（1922年～1931年）

勅令公布まで、慈善会組織のある盲啞学校のうち35%が財団法人となっている。柳河訓盲院も1921年に財団法人に移行した。財団法人になったことで、寄付行為が明文化され、予算・決算制度を採り入れた。大正2年から大正11年までの10年間で、予算は約3.4倍に増加し、教員一人当たりの給料も約3.5倍に増加するなど、教育現場の諸条件も向上した。福岡県からの補助金も5.5倍に増加した。法人の理事長は山門郡長であり、評議員は山門郡内の政治家、小学校長らで構成された。これは福岡県をはじめとする自治体からの補助金獲得が目的であったと思われる。財団法人は盲啞学校の経営基盤をより強固にした。

福岡では、福岡県教育会を母体とする福岡県盲啞教育慈善会が、福岡盲啞学校を設立・維持した。盲啞教育慈善会は、福岡県内の教育界関係者を中心に会員を募ったが、県内23郡市教育会（上部組織）に拠出金を割り当てた。さらに郡市教育会も、それを構成する町村（下部組織）に拠出金を割り当てた。盲啞教育慈善会は、この財政システムで学校設立後10年間の経営の安定化を図り、その後は補助金の獲得に役割をシフトしていく。

5 考 察

西洋医学が正統医学となっても、鍼灸按摩は地域医療の担い手であり、その需要は高かった。そして、一般市民は西洋医学を取り入れた新しい時代に合った鍼灸按摩を求めた。そこで、盲人である当事者、市民を代表する地域の有力者たちが一緒になって「慈善会」を結成した。明治30年代以降の「慈善会」は、ただ単に慈善家や思想家の集まりではなく、近代鍼灸教育を取り入れた新しい盲啞学校を設立するために、そして維持するために活動した。盲啞学校の設立・運営においては、京都や東京の先駆校で学んだ盲人ら教員の招聘、地元教員の養成、生徒の募集、生徒の授業料・寄宿料などの経済的支援、資金となる寄付金集め、慈善演芸会の計画・実施、義財箱の設置、教育効果の宣伝や地域における啓蒙活動、地方公共団体からの補助金の獲得など、盲啞学校の「慈善会」は多様な役割を果たしていた。このような活動から、「慈善会」

は資金援助団体であると同時に、盲啞学校設立・運営全般にわたっての「支援組織」であると考察される。

6 結 論

盲啞学校の「慈善会」は、学校の設立、運営全般にわたっての「支援組織」であった。勅令により公立化への道筋をたどった92校の私立盲啞学校のうち、58校にはこうした「支援組織」が存在し、学校の永続化を助け、公立化を目指した。そして、盲啞学校は「障害当事者と支援者による下からの自主的な学校設立と民衆の支え」により成立したということができ、近代盲啞学校成立史の特徴ともいえる。

近代における学校成立史において、小学校の義務教育は「国家による上からの強制による学校設立」が特徴とされてきた。本研究は、この図式の改訂に迫るものとなった。つまり、近代学校成立期は「上からの強制による義務教育学校」と「下から自主的につくられた特別支援学校」が存在したのである。

7 今後の課題

- ①本研究では、主として、盲啞学校支援組織のなかで九州地方に見られる代表事例の分析を行ったが、今後は、他地域の検討を行い、結果の妥当性を確認したい。
- ②すでに、明治期の知的障害児学校の成立に関する研究では、障害当事者の家族、福祉教育実践者・研究者による学校支援組織の存在と役割が明らかにされている。本研究は、盲啞学校に関する史資料を基本としたが、今後は、これらの関連する特別支援教育・福祉領域との比較考察が必要である。
- ③さらに、特別支援学校成立期の研究をつづけ、近代学校成立期の課題としての考察を深めて行きたい。

〈引用・参考文献〉

- 佐々木順二「聾啞学校の生活困難問題への対処としての授産施設の設立とその性格の変容—大正期から昭和戦前期—」(2003年度筑波大学博士論文)
- 津曲裕次『精神薄弱者施設史論』誠信書房、1981年
- 中野善達・加藤康昭『わが国特殊教育の成立』東峰書房、1967年
- 中村満紀男・岡典子「日本の初期盲啞学校の類型化に関する基礎的検討—明治初期から1923(大正12)年盲学校及聾啞学校令まで—」『東日本国際大学福祉環境学部研究紀要』第7巻第1号、2011年

*本研究では、用語について、盲啞学校や盲人・聾啞者など、当時使用されていた歴史的表現を用いている。

《論文審査の結果の要旨》

〔論文の概要〕 1. 課題と方法。本論文は、明治・大正期に設立された「盲啞学校」（現・視覚・聴覚障害特別支援学校）成立期に「慈善会」等が果たした歴史的役割に関する研究である。定説では、（一）日本の盲啞学校は、京都校（1878年）、東京校（1880年）設立以来、空白期があり、盲啞学校令（1923年）の公布後に、各県に普及した。（二）京都校には旦那衆、東京校は楽善会という資金援助組織の意義が強調された。（三）盲啞学校は、大正期の小学校の普及を受けて普及した、とされている。一方、その後の研究において、明治30年代以降、盲啞学校令公布までの間は、「空白期」ではなく、途切れなく盲啞学校の設立があったことが明らかになった。しかし、その理由は明らかにされておらず、「普通教育」の進展（義務化、無償化）の波及、あるいは有産者あるいは開明学者のリーダーシップでの説明が多い。

本論文の提出者は、こうした疑問に取り組み、（一）その設立に際し有産者の資金援助のみでは説明がつかないこと、（二）一般に日本の近代学校設立期の特徴は、応益負担の原則の下に、上からの学校設置強制とそれへの民衆の抵抗（学校一揆、低就学率）にあったとされるが、盲啞学校に関しては、それでは説明がつかないとの課題意識を持つに至った。そこで、提出者は、盲啞学校令公布以前に設立（廃止・統合を含む）された盲啞学校約90校を蒐集し、知的障害児学校史研究で成果が実証されている「学校・施設史研究法」によって、その成立・展開過程を分析した。

2. 結果・考察。提出者は、まず、（一）対象校約90校中約70校に「慈善会（類似組織を含む）」が存在したこと、（二）慈善会は単なる資金援助だけではなく、人事、運営、地域普及等に関わっていたこと、（三）公立校への転換後は、これらの「慈善会」は廃止・縮小されるか、卒業生の就職支援団体等へ性格を変更したこと、等を明らかにした。

提出者は、更に、具体的事例研究として、長崎校（1898年設立・現長崎県立盲学校）及び福岡県柳河校（1909年設立・現福岡県立柳河特別支援学校）の資料を収集し分析を行った。これによると、長崎校は、視覚障害者服部惣四郎が設立し、「長崎慈善会」（会長安中半三郎）が会員の会費、事業による資金、校長人事等で運営費、教師給料、生徒授業料、教員等を支援したことが明らかになった。一方、柳河校には、盲学校設立後、「柳河慈善団」が設立され、地域の各町村の理事者や教育会関係者が幹部会員となり、「組織的」に集金、宣伝、入学者勧誘等を行った。特に町村別、教育会支部割当て寄付金及び福岡県からの補助金は、大正期には歳入の7割に達し、盲啞学校令制定時には「準公立」校ともいえる地位に達していたことを明らかにした。

3. 結論。提出者は、これら盲学校の「慈善会」は、集金及び寄付団体であるだけでなく、盲学校設立、校長・職員等の確保・養成、生徒の募集、校舎の設定、教育効果の宣伝等、盲学校の設立、経営において、基本的な役割を果たし、盲啞学校令の公布とともにその使命を終えたものと分析し、「慈善会組織」を単なる「資金援助団体」ではなく、「盲啞学校」設立・経営に関する直接の「支援組織」と位置づけ、こうした支援組織による盲啞学校設立運動を、近代

義務教育学校設立過程の一つの「特色」と位置づけた。

[評価] 提出者には、既に、明治・大正期の盲啞学校関係資料の収集と分析には実績を積み重ねている。さらに、今回は、知的障害児学校史における「学校・施設史研究法」を取り入れたことから、分析視点と方法に具体性が見られ、新たな知見が引き出された。提出者は、先行研究が「慈善会」を「文字どおり、慈善を行う団体」としていたものを、「理念、運営・財政、利用者、従事者、方法、建築、地域・社会、生活（日課）」の視点から、「時系列、数的分析」を行うことにより、具体的に解明することができた。その結果、従来「空白期」といわれた明治後期にも、多様な盲啞学校の設立・統合があり、その存廃には「慈善会」が大きく関わっていたことが解明された。提出者は、「結論」として、この結果をもとに、「慈善会」を先行研究による単なる「資金援助団体」としての解釈を変えて、当事者・支援者による「盲学校の支援組織」と位置づけた。さらに、これによって、近代義務教育学校史には、「上からの強制でつくられたとする近代義務教育学校」と、当事者と支援者により「下からつくられた盲啞学校(特別支援学校)」があることが実証された。これは、従来の盲啞学校史研究及び近代義務教育史研究の「定説」の変更を迫る内容を持つ「学問的価値」の高い結論である。

[判定] さて、本論文は、これまで、知られていなかった草創期の盲啞学校の存在を明らかにし、さらに、従来は単なる資金支援団体とされていた「慈善会組織」が、当事者の創立企図を支援し、大正期の盲啞学校普及期をもたらした歴史的過程を明らかにできた事、及び、これによって、近代義務教育学校史においても、当事者と地域の支援による設立事例が実証され、日本の近代義務教育学校史に新たな視点を加えることができたことは高く評価できる。予備論文で指摘された叙述面の問題点も適切に是正されている。従って、主査・副査の合意により、本論文を可と判定する。

なお、学位は「学術・福祉」である。

《最終試験の結果の要旨》

[最終試験の結果] 平成29年2月14日、最終審査に際して、英文要約の提出を求め、口頭による質疑応答試験を行った。提出者は、論文主題に関する教育学・史、特別支援教育学・史、障害者福祉学・史に関する関連質問に適切に回答し、論文の背景、関連知識に通じていることを証明した。また、外国語については、関連質問および資料として提出された英文要約への質問によって、海外事情及び語学力において、一定の水準にあることが認められ、主査・副査合議の上、合格と判定した。